

令和6年6月24日
福祉部福祉課

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部改正に伴い、規定を整備するため。

2 改正の概要

「東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けに関する特例」について定めた付則において、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部改正に伴い生じた引用条項の条ずれを改める。

3 新旧対照表

2ページのとおり

4 施行日

公布の日とする。

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>本則 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けに関する特例)</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。) <u>第14条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント(保証人を立てる場合にあっては無利子)」とする。</p> <p>3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令 <u>第14条第7項</u>の規定によるものとする。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>本則 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けに関する特例)</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。) <u>第13条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント(保証人を立てる場合にあっては無利子)」とする。</p> <p>3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令 <u>第13条第7項</u>の規定によるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>